

No.1

令和5年2月

戸田市議会臨時会議案

埼玉県戸田市

議案第 1 号

附帯控訴の提起について

次のとおり、附帯控訴を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

記

1 附帯控訴の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 事件名

東京高等裁判所令和 4 年（ネ）第（略）号国家賠償請求控訴事件

3 事件の経過

（略）は、平成 31 年 4 月 13 日、本市が管理するボール公園付近の道路を歩行していた際、同公園内にいた男性の蹴ったサッカーボールが同公園に設置された防球ネットの破損部分をすり抜け、左腰部に当たったことにより、梨状筋症候群等の傷害を受けたと主張し、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に基づき、本市に対し、損害賠償金 22,428,805 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、さいたま地方裁判所に訴えを提起した（第 1 審、さいたま地方裁判所令和 2 年（ワ）第（略）号）。

さいたま地方裁判所は、令和 4 年（略）、当該請求の一部を認容し、本市に対し、748,980 円及びこれに対する平成 31 年 4 月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を命じる旨の判決をしたが、第 1 審原告である（略）は、これを不服とし、令和 4 年（略）に控訴を提起した（第 2 審、東京高等裁判所令和 4 年（ネ）第（略）号）。

4 附帯控訴の趣旨

上記控訴に附帯して、以下のとおり控訴を提起する。

- (1) 第 1 審判決のうち本市敗訴部分を取り消す。
- (2) 附帯被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1 審、第 2 審とも附帯被控訴人の負担とす

る。

5 附帯控訴遂行の方針

- (1) 代理人弁護士を選任し、訴訟を遂行する。
- (2) この事案について必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

令和5年2月2日提出

戸田市長 菅 原文 仁